

教 生 学 第 1 3 5 号
令和5年（2023年）5月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
（各市町村立幼稚園及び認定こども園長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

校庭等における危険物の確認・除去等について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

先般、東京都内の公立小学校において、校庭に放置された釘で児童が裂傷を負う事故が発生したところですが、学校等において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭等も含めた安全管理が適切に行われることが重要です。

これから、気温が上昇するにつれ、体育の授業、運動会・体育祭、部活動等において、校庭等で活動する機会が増加します。

つきましては、各学校等において、校舎内・園舎内はもとより、校庭、グラウンド等、校舎・園舎の外も含めた安全点検を確実に実施し、児童生徒等の安全確保の徹底を図るようお願いします。

（学校安全係）



事務連絡
令和5年5月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

校庭等における危険物の確認・除去等について

このたび、体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置された釘で裂傷を負うという事故が発生しました。

学校において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理が適切に行われることが重要です。

文部科学省で作成している「学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）」においても、下記のとおり、校庭等における安全管理の項目を示しているところです。

については、各学校において校舎等の外も含めた安全点検が確実になされるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

● 学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）（P.117）

（2）校舎外・園舎外の安全管理

対象	項目
<u>校地、園庭、運動場等</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 砂場における危険物の有無・ 校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理・ 地面の勾配や凹凸・ 地面の排水状態・ <u>危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無</u>・ ブロック塀、フェンスや外壁（特にブロック塀）と、その支柱やひびの破損や劣化・ 部外者や動物の進入の有無・ 植生（目の高さの枝）など <p>※児童生徒等が最も活発に活動を行い、休み時間、クラブ活動など自由に遊べる場所であることに留意する。</p>

【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966